事業主の皆様へ

京都労働局　雇用環境・均等室



年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

年次有給休暇は、正社員、パートタイム労働者、シフト制労働者などの区分に関係なく、法律の要件を満たしているすべての労働者に付与されます。

これらすべての労働者の年次有給休暇の取得促進のためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する**年次有給休暇の計画的付与制度**（※１）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する**時間単位の年次有給休暇**（※２）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この**年末年始に向けて**導入をご検討ください。

詳しくは、**「年次有給休暇取得促進特設サイト」**（https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/）をご覧いただくか、京都労働局雇用環境・均等室（０７５－２４１－３２１２）にお問い合わせください。

※ 労働局の**「働き方・休み方改善コンサルタント」**が個別に訪問し、年次有給休暇の取得促進にかかるアドバイスも実施しております**（無料）**。

（※１）年次有給休暇の付与日数のうち、５日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、**計画的**に取得日を割り振ることができる制度です。

（※２）年次有給休暇の付与は原則１日単位ですが、労使協定を締結すれば年５日の範囲内で**時間単位**の取得が可能となります。

（シフト制労働者について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html

（※）シフト制労働者に係る年次有給休暇について、その円滑な取得を図ること等を目的として、令和８年６月に留意事項が改正されています。詳しくはこちらをご確認ください。